

最高裁秘書第4162号

平成29年10月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

9月25日付け（同月26日受付，最高裁秘書第4013号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
判事補採用願を提出した司法修習生の身元調査の方法が書いてある文書（最新版）
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，作成又は取得していない。

